

参議院議長 江田五月 殿

憲法審査会の早期設置に対する要望

貴殿におかれましては、憲政の発展のため、公正かつ中立な議会運営に務めておられますことに、謹んで敬意を表します。

日本国憲法の改正手続に関する法律（国民投票法）は、本年5月14日に成立し、同月18日に公布されました。国民投票法及び改正国会法の規定に従い、「公布の日以後初めて召集される国会の召集の日」に憲法審査会が設置されることとなっております。

憲法審査会を実質的にスタートするためには、各議院において「憲法審査会規程」（組織体制、議事手続等の定め）が議決されることを要します。国民投票法制定の趣旨に則り、本来であれば第167回臨時国会の召集日（2007年8月7日）に、憲法審査会規程が議決されるべきところです。

しかしながら、院内の合意形成に至らず、現在なお、憲法審査会規程は整備されておられません。そのため、憲法審査会は法形式的には存在するものの、実質的には設置されていないという不自然な状態が続いております。

これは、国会が議決した法律（国会法の一部改正）の施行を当の国会自身が怠っているということであり、法治国家の観点からも、また、法の権威を保持すべき国権の最高機関たる国会の職責に照らしても、決して看過できない悪しきサボタージュであると考えております。

憲法審査会は、

- ① 日本国憲法及び日本国憲法に密接に関連する基本法制の広範かつ総合的な調査
- ② 憲法改正原案、日本国憲法の改正の発議又は国民投票に関する法律案等の審査等を行う特別の常設機関です。

憲法審査会は、いわゆる実質的意味の憲法を調査対象とし、その権限は旧憲法調査会より広範に及んでいます。法令・処分等の憲法適合性について、立法府が恒常的に議論し、判断する（憲法保障的役割を担う）ことも期待されております。

また、「護憲」「改憲」という立場を超えた、開かれた議論の場として、憲法に関する国民的議論を喚起することに資する面もあります。

したがって、立憲主義の維持と発展のために、貴院におかれましては、憲法審査会規程を速やかに議決し、憲法審査会における議論を遅滞なく開始していただくことを要望いたします。

以 上

[国民投票／住民投票] 情報室（代表 村西俊雄）

〒540-0004 大阪市中央区玉造 1-14-14-3F

TEL/FAX 06-6751-7345

E-mail : ref@clock.ocn.ne.jp

URL : <http://ref-info.net>